

# 介護職員等処遇改善加算にかかる情報公開について

(2024年度 介護職員等処遇改善加算「見える化要件」)

2024年6月の介護報酬改定において今までの処遇改善加算の制度（処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算）が一本化され「介護職員等処遇改善加算」が創設されました。

当該加算を算定するにあたり、下記の要件を満たしている必要があります。

- A 現行の介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅳ）までを取得していること
- B 介護職員等処遇改善加算の職場環境要件に関し、複数の取組を行っていること
- C 介護職員等処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載を通じた見える化を行っていること

以上の要件に基づき、当法人における具体的な取り組み（賃金以外）について、以下の通り公表いたします。